

埼玉県ソフトボール協会 中央支部規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、埼玉県ソフトボール協会中央支部（以下「本支部」という。）と称し、事務所を支部長指定の場所に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本支部は、埼玉県ソフトボール協会（以下「県協会」という。）と協力し、本支部におけるソフトボール競技の普及及び振興を図るとともに、ソフトボール競技の実践を通して健康の維持・推進を図り、親睦を深めることを目的とする。

2 本支部は、日本を代表する選手、チーム、役員の出出を目指すための強化を図ることを目的とする。

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 所属チーム、選手の育成及び強化並びに連絡
- (2) 指導者の育成及び資質の向上
- (3) 競技会、講習会及びスポーツ教室の実施及び協力
- (4) その他、本支部の目的達成に必要なと認められる事業

第3章 組織

第4条 本支部は、さいたま市ソフトボール協会（以下「市協会」という。）をもって組織する。

第4章 役員

第5条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 支部長1名
- (4) 副支部長若干名
- (5) 理事
- (6) 監事若干名

第6条 役員の出出方法及び職務は次のとおりとする。

- (1) **会長は総会で推挙され**、本支部を代表して会務を総理し、県協会に出向する。
- (2) **副会長は総会で推挙され**、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 支部長及び副支部長は、理事会において、出席者の過半数の議決をもって選任する。
- (4) 支部長は、県協会に出向し、本支部の事業執行を掌理する。
副支部長は、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、会長・副会長・支部長・副支部長及び**各専門部部长**とし、理事会を組織する。
- (5) 監事は、市協会の監事をもってこれに充て、本支部の会計を監査する。

第7条 役員の出任期は2年間とし、再任を妨げない。**但し、支部を代表する会長は原則として連続5期10年を限度とする。**

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が終了しても後任者が就任するまではその職務を行う。

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第9条 会長は、理事会の承認を得て本支部に功労のあった者を、顧問または参与に委嘱することができる。

第5章 会 議

第10条 理事会、総会等会議については、会長が必要に応じて招集する。(改正前...し、議長となる。)

2 理事会は、次に掲げる事項を決定し、支部長が議長となる。

議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
- (2) 総会提案事項に関する事
- (3) 役員の承認に関する事
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事
- (5) 事業計画及び収支予算に関する事
- (6) その他、支部の運営に係わる重要事項に関する事

3 総会は、毎年1回開催する。但し、会長が必要と認められた時は、臨時に開催する事が出来る。総会の議長は会長が当たる。

第11条 総会は理事・各専門部副部長1名及び加盟チームの代表者によって構成される。

第6章 会 計

第12条 本支部事業運営に必要な経費は、県協会補助金、事業収入その他の収入をもって充てる。

第13条 本支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 附 則

第14条 本支部は、第3条の事業を遂行するために、必要な専門部を設けることができる。

第15条 本規約は、平成21年11月21日から施行する。

平成23年3月5日 一部改正

平成28年3月13日 一部改正